

## 社会福祉法人三好市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三好市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の役員等に対する費用弁償に関し必要な事項について定めることを目的とする。

### (役員等)

第2条 前条に規定する法人の役員等とは次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) その他会長が必要と認めた者

### (費用弁償額)

第3条 法人の役員等が、理事会・評議員会等法人運営上、必要な会議に出席したときは、行政関係職員（特別職含む）及び社協職員を除く者に限り、実費弁償費として会議1回当たり別表1に定める額を支払うものとする。

### (旅費)

第4条 法人の役員等が、法人の職務を行う為に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。役員等の旅費については、本会事務局職員の支給額に準じて会長がその都度定める。

### (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成18年3月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

区分		金額
1	招集地からの距離が 片道5km未満の区域内に居住する役員等	2,000
2	招集地からの距離が 片道5km以上10km未満の区域に居住する役員等	2,500
3	招集地からの距離が 片道10km以上15km未満の区域に居住する役員等	3,000
4	招集地からの距離が 片道15km以上20km未満の区域に居住する役員等	3,500
5	招集地からの距離が 片道20km以上25km未満の区域に居住する役員等	4,000
6	招集地からの距離が 片道25km以上30km未満の区域に居住する役員等	4,500
7	招集地からの距離が 片道30km以上35km未満の区域に居住する役員等	5,000
8	招集地からの距離が 片道35km以上40km未満の区域に居住する役員等	5,500
9	招集地からの距離が 片道40km以上の区域に居住する役員等	6,000